

福岡県公報

平成21年 6 月 29 日
第 2 9 8 4 号

目 次

告 示 (第1079号 - 第1083号)

| | | |
|------------------------------------|-------------------|---------|
| 生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 1 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 2 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | 3 |
| 公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 3 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | 3 |
| 公安委員会 | | |
| 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | (警察本部交通企画課・駐車対策課) | 3 |
| 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 | (警察本部生活環境課) | 4 |
| 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 | (警察本部生活環境課) | 5 |
| 意見募集の結果の公示 | (警察本部駐車対策課) | 5 |
| 意見募集の結果の公示 | (警察本部交通企画課) | 5 |
| 雑 報 | | |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 6 |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 6 |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 7 |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 7 |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 8 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 9 |
| 西日本宝くじの発売条件等 | (財 政 課) | 9 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |10 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |10 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |11 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |11 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |11 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |12 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |12 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |12 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |13 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |13 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |13 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |14 |
| 西日本宝くじの発売 | (財 政 課) |14 |

告 示

福岡県告示第1079号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成21年 6 月 29 日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|------------|--------------------------|--------|--------|
| 粕介薬123 | ハーモニー薬局久山店 | 糟屋郡久山町大字久原清水 2594 - 1 | 21・5・1 | 居管・予居管 |

| | | | | |
|-------|------------------|--------------------|---------|--------|
| 行介業36 | コスモス薬局行事店 | 行橋市行事2丁目4-15 | 21・5・1 | 居管・予居管 |
| 小支6 | ふくし相談草の花 | 小郡市二森1346-5 | 21・4・1 | 居支 |
| 飯居243 | デイサービスセンター檜の里 | 飯塚市赤坂580-4 | 21・5・1 | 通介・予通介 |
| 飯居244 | デイサービスきはら | 飯塚市忠隈538-3 | 21・6・1 | 通介・予通介 |
| 田居152 | ヘルパーステーションあいあい | 田川市大字糺2595-4 | 21・5・1 | 訪介・予訪介 |
| 田居153 | よねだデイサービス | 田川市大字伊田3606-1 | 21・6・1 | 通介・予通介 |
| 嘉麻居43 | ヘルパーサービスあっとほーむ | 嘉麻市漆生894-9 | 21・6・1 | 訪介・予訪介 |
| 行居26 | ヘルパーステーション果樹緑 | 行橋市大字東徳永167-13 | 21・6・1 | 訪介・予訪介 |
| 中居9 | デイサービスサンライフ中間 | 中間市岩瀬4丁目3-25 | 21・5・1 | 通介 |
| 中居50 | デイサービスセンターひかりのさと | 中間市岩瀬1丁目26-12 | 21・6・1 | 通介・予通介 |
| 像支30 | 宗寿園ケアプランサービス | 宗像市稲元5丁目2-2 | 21・6・1 | 居支・予支援 |
| 宰居13 | 介護付有料老人ホーム我楽庵 | 太宰府市朱雀2丁目5-36 | 21・5・25 | 特生・予特生 |
| 粕居81 | 原外科医院デイサービスセンター | 糟屋郡新宮町下府1丁目3-5 | 21・4・1 | 通介・予通介 |
| 鞍居35 | 医療法人康和会りんごデイサービス | 鞍手郡鞍手町大字新延縄手2647-2 | 21・6・1 | 通介・予通介 |
| う居32 | さわやか介護・あさだ | うきは市浮羽町高見1871-1 | 20・12・1 | 訪介・予訪介 |
| う居33 | デイサービスセンターかわせみ | うきは市浮羽町古川1023-1 | 21・6・1 | 通介・予通介 |

| | | | | |
|-------|---------------------|----------------|---------|---------------------|
| 宮生介老2 | 介護老人保健施設リストーロ若宮 | 宮若市沼口964-1 | 21・5・25 | 通り・短療・老保・居支・予通り・予短療 |
| 田川居34 | 特別養護老人ホーム慶寿園ショートステイ | 田川郡福智町上野3175-3 | 21・5・1 | 短生・予短生 |

福岡県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|-------------------|-----------------|-------------|--------|
| 像居4 | 宗像市メイトムデイサービスセンター | 宗寿園デイサービスセンター暖々 | 宗像市稲元5丁目2-2 | 21・6・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|-------------------|---------------|---------------|---------|
| 行介業13 | さかい調剤薬局 | 行橋市中央1丁目3-6 | 行橋市中央1丁目3-13 | 21・5・18 |
| 直介訪4 | あゆみ老人訪問看護ステーション直方 | 直方市大字山部491-15 | 直方市大字山部喜藤太504 | 21・6・1 |

| | | | | |
|-----|-----------------|----------|-------------|--------|
| 像居4 | 宗寿園デイサービスセンター暖々 | 宗像市久原180 | 宗像市稲元5丁目2-2 | 21・6・1 |
|-----|-----------------|----------|-------------|--------|

福岡県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------|--------------|-----------------|----------|
| 幸介療2 | ケアプランサービス鹿子生 | 太宰府市五条3丁目4-14 | 21・3・31 |
| う居4 | さわやか介護・あさだ | うきは市浮羽町高見1871-1 | 20・11・30 |

福岡県告示第1082号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|----------------|------------------------------|
| 北九州市小倉南区大字横代地区 | 平成21年6月22日から 平成21年7月31日まで |
|----------------|------------------------------|

福岡県告示第1083号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線
福岡都市計画道路事業3・3・24号高木下月隈線
- 3 事業施行期間
平成21年6月29日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市博多区東那珂二丁目及び三丁目並びに西月隈一丁目、三丁目及び五丁目並びに板付一丁目、二丁目、五丁目及び六丁目並びに大字板付地内
 - (2) 使用の部分
福岡市博多区西月隈三丁目並びに板付一丁目及び二丁目並びに大字板付地内

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年6月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

第4条第1項第3号キに次のように加える。

- (シ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条第1項に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等を迅速に行うために使用中の車両

第4条第1項第3号ク(ア)の表中

| | | |
|-------|-------------|---|
| 下肢不自由 | 1級、2級及び3級の1 | を |
|-------|-------------|---|

| | | |
|-------|-------------|----|
| 下肢不自由 | 1級から4級までの各級 | に、 |
|-------|-------------|----|

| | | |
|------|------------------------------------|---|
| 運動機能 | 1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） | を |
|------|------------------------------------|---|

| | | |
|------|-------------|---------------|
| 運動機能 | 1級から4級までの各級 | に改め、同号クに次のように |
|------|-------------|---------------|

加える。

- (カ) (ア)から(オ)までに掲げる者のほか、身体障害者等のうち、歩行が困難なことから社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認めるもの

第11条第1号ア(ア)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に」を「幼児用座席に幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2人の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。(エ)において同じ。）の幼児用座席に幼児2人を乗車させる場合

第11条第1号ア中(エ)を(カ)とし、同号ア(ウ)中「第48条の8第2項」を「第48条の14第2項」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(カ)とし、同号(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 16歳以上の運転者が幼児1人を帯等で確実に背負う場合
(エ) 16歳以上の運転者が幼児1人を帯等で確実に背負い、かつ、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児1人を乗車させる場合

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第189号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年6月29日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成21年7月24日（金）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|-------------|--|
| 10：00～15：30 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 15：30～16：30 | 講習結果に対する考査 |
| 16：30～17：00 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第190号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年6月29日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 講習警察署 |
|------------------------------|---------------------------------|--------|
| 平成21年7月22日（水） 13：30～16：30 | 福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室 | 中央警察署 |
| 平成21年7月24日（金） 13：30～16：30 | 北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室 | 小倉南警察署 |
| 平成21年7月24日（金） 13：30～16：30 | みやま市瀬高町下庄501番地4 瀬高警察署 会議室 | 瀬高警察署 |
| 平成21年7月28日（火） 13：30～16：30 | 筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室 | 筑紫野警察署 |

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメ

ル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第191号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」について平成21年5月14日から同年6月12日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年6月29日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第192号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」について、平成21年5月14日から同年6月12日までの間、意見公募手続を実施したが、提出された意見を検討した結果は次のとおりであるので、行手条例第41条第1項の規定に基づき公示する。

平成21年6月29日

福岡県公安委員会

1 意見の概要と考え方

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| 自転車に幼児を同乗させることができる運転者の年齢を、16歳未満の年齢に引き下げることについて | 今回の改正は、子育て支援のため、例外的に幼児の同乗を認めるものである。 女性の婚姻適齢は、民法で16歳以上とされており、また、同年齢以上であれば、男女とも幼児を同乗させることができる体力や運動能力があると考え。 |

2 規則の公布（制定）日

平成21年6月29日

3 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

| |
|----|
| 雑報 |
|----|

西日本宝くじ事務協議会告示第57号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1937回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1 名称 | 第1937回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 250,000,000円 10万通 25組 |
| 4 証票金額 | 1枚 100円 |
| 5 発売期間 | 平成21年7月8日から 平成21年7月14日まで |

6 抽せん日 平成21年7月16日

7 当せん金支払開始日 平成21年7月21日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|------------|----------|
| 1等 | 1,000,000円 | 25本 |
| 2等 | 100,000円 | 75本 |
| 3等 | 10,000円 | 2,500本 |
| 4等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 5等 | 100円 | 250,000本 |

9 注意事項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第58号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1938回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1 名称 | 第1938回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 900,000,000円 10万通 45組 |

- 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成21年8月17日から
 平成21年9月1日まで
 6 抽 せ ん 日 平成21年9月3日
 7 当せん金支払開始日 平成21年9月8日
 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当 せん 金 額 | 当 せん の 数 |
|---------------|-------------|----------|
| 1 等 | 30,000,000円 | 1本 |
| 1 等 の 前 後 賞 | 10,000,000円 | 2本 |
| 1 等 の 組 違 い 賞 | 50,000円 | 44本 |
| 2 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 3 等 | 100,000円 | 450本 |
| 4 等 | 10,000円 | 4,500本 |
| 5 等 | 1,000円 | 45,000本 |
| 6 等 | 200円 | 450,000本 |
| ハッピーサマー賞 | 1,000,000円 | 90本 |
| ラッキーサマー賞 | 30,000円 | 900本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第59号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1939回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1939回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 400,000,000円
 200万通
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成21年8月26日から
 平成21年9月1日まで
 6 当せん金支払開始日 平成21年8月26日
 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当 せん 金 額 | 当 せん の 数 |
|--------|----------|----------|
| 1 等 | 500,000円 | 20本 |
| 2 等 | 50,000円 | 1,336本 |
| 3 等 | 200円 | 200,000本 |
| ロトタッチ賞 | 1,000円 | 60,360本 |

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第60号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1940回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1940回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年8月26日から
平成21年9月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年9月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年9月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 1等の前後賞 | 5,000,000円 | 2本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 34本 |
| 2 等 | 1,000,000円 | 2本 |
| 3 等 | 100,000円 | 105本 |
| 4 等 | 3,000円 | 3,500本 |
| 5 等 | 1,000円 | 70,000本 |
| 6 等 | 100円 | 350,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第61号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1941回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1941回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年9月2日から
平成21年9月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年9月2日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|------------|----------|
| 1 等 | 1,000,000円 | 7本 |
| 2 等 | 50,000円 | 119本 |
| 3 等 | 10,000円 | 1,631本 |
| 4 等 | 5,000円 | 3,500本 |
| 5 等 | 2,000円 | 96,145本 |
| 6 等 | 200円 | 350,000本 |

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第62号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1942回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1942回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年9月16日から
平成21年9月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年9月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|--------|
| 1 等 | 600,000円 | 40本 |
| 2 等 | 300,000円 | 40本 |
| 3 等 | 10,000円 | 2,400本 |
| 4 等 | 5,000円 | 2,400本 |

| | | |
|-----|--------|----------|
| 5 等 | 1,000円 | 133,800本 |
| 6 等 | 500円 | 133,800本 |
| 7 等 | 200円 | 400,000本 |

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第63号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1943回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1943回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年9月16日から
平成21年9月29日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年10月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年10月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|----------|
| 1等 | 20,000,000円 | 1本 |
| 1等の前後賞 | 5,000,000円 | 2本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 39本 |
| 2等 | 1,000,000円 | 4本 |
| 3等 | 100,000円 | 400本 |
| 4等 | 3,000円 | 4,000本 |
| 5等 | 1,000円 | 40,000本 |
| 6等 | 100円 | 400,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1944回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 100円

- 4 発売期間 平成21年10月7日から
平成21年10月13日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 103,700,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,161,570円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,200,000円
- 8 受託申請期限 平成21年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1945回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成21年10月14日から
平成21年10月20日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,632,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,765,856円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 29,880,000円
- 8 受託申請期限 平成21年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第1946回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円 1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年10月14日から 平成21年10月27日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 127,450,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,565,795円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,040,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第1947回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円 1組10万通 45組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年10月28日から 平成21年11月10日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 404,400,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,540,420円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 48,960,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1948回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円 350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年11月4日から 平成21年11月17日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,392,000円 |

| | | | |
|---|----------------------|---------|-------------|
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し | 63,287,763円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し | 52,290,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | | |
|---|----------------------|--------------------------------|-------------|
| 1 | 名 称 | 第1949回西日本宝くじ | |
| 2 | 発売総額及び通数 | 350,000,000円 1組10万通 35組 | |
| 3 | 証 票 金 額 | 1枚 100円 | |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成21年11月11日から 平成21年11月24日まで | |
| 5 | 当せん金の総額 | 発売総額に対し 149,700,000円 | |
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し | 34,635,720円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し | 26,880,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|-------------|
| 1 | 名 称 | 第1950回西日本宝くじ | |
| 2 | 発売総額及び通数 | 700,000,000円 350万通 | |
| 3 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 | |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成21年11月18日から 平成21年12月1日まで | |
| 5 | 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,000,000円 | |
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し | 63,689,220円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し | 52,290,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | |
|---|----------|--------------|
| 1 | 名 称 | 第1951回西日本宝くじ |
| 2 | 発売総額及び通数 | 250,000,000円 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| | 1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年11月25日から 平成21年12月1日まで |
| 5 当 せ ん 金 の 総 額 | 発売総額に対し 107,500,000円 |
| 6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,727,500円 |
| 7 そ の 他 発 売 経 費 | 発売総額に対し 19,200,000円 |
| 8 受 託 申 請 期 限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1952回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 500,000,000円 250万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年12月2日から 平成21年12月8日まで |
| 5 当 せ ん 金 の 総 額 | 発売総額に対し 220,950,000円 |
| 6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 44,552,025円 |
| 7 そ の 他 発 売 経 費 | 発売総額に対し 37,350,000円 |

8 受 託 申 請 期 限 平成21年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1953回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 350,000,000円 1組10万通 35組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年12月2日から 平成21年12月15日まで |
| 5 当 せ ん 金 の 総 額 | 発売総額に対し 147,700,000円 |
| 6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 34,441,470円 |
| 7 そ の 他 発 売 経 費 | 発売総額に対し 26,880,000円 |
| 8 受 託 申 請 期 限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1954回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円 450万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年12月9日から 平成21年12月25日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 397,215,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 80,701,110円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 67,230,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1955回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 1,500,000,000円 1組10万通 75組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年12月23日から |

平成22年1月12日まで

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 662,400,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 131,684,070円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 81,600,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1956回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 1,600,000,000円 800万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年12月26日から 平成22年1月12日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 704,880,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 144,753,000円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 119,520,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年7月13日 |